

木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、一般社団法人山形県建築士会（以下「甲」という。）、山形県木材産業協同組合（以下「乙」という。）及び山形県（以下「丙」という。）は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する木材利用促進協定を締結する。

（協定の目的）

第1 この協定は、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組みを促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

（甲及び乙による木材の利用の促進に関する構想）

第2 甲及び乙による木材の利用の促進に関する構想

（1）構想の内容

- ① 甲は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成及び木造建築物の普及啓発活動等を推進することにより、県内の建築物における県産木材の利用促進に貢献していく。
- ② 乙は、県産木材の安定的な供給を通じて、森林資源の循環、木材利用の促進を図り、やまがた森林ノミクスの推進やゼロカーボンやまがた2050の実現に貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組みの内容

- ① 甲は、丙や木材関係団体の協力のもと、中大規模木造建築物設計セミナーなどを通して、木造建築物の設計・施工に係る技術者を育成する。
- ② 乙は、合法伐採木材等の普及啓発や、県産木材製品の流通拡大及びJAS認証材等高品質な木材製品を生産拡大する。
- ③ 乙は、設計・施工事業者に対し県産木材製品等の情報を提供する。
- ④ 甲及び乙は、県産木材の利用促進及び木造建築物の振興に関する丙の施策の周知に協力する。
- ⑤ 甲及び乙は、建築物における県産木材の利用促進に向け、丙と定期的な情報共有及び意見交換を実施する。

（甲及び乙の構想を達成するための丙による支援）

第3 丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して活用可能な補助事業等の情報提供や意見交換を行うとともに木造建築物の設計・施工に係る技術者の育成に対する支援や本協定に基づく甲及び乙の取組みを積極的に広報する。

（構想の対象区域）

第4 本協定の対象区域は、山形県内とする。

（協定期間）

第5 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

第6 その他

（1）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組みの実施状況の報告に協力する。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに丙と協議し、これを解決する。

（3）協定の解除

甲、乙及び丙は、甲、乙又は丙がこの協定で定めた取組みを実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができる。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和7年2月27日

甲 山形県山形市城北町一丁目12番26号
一般社団法人 山形県建築士会

会長 伊藤 彰



乙 山形県山形市松栄一丁目5番41号
山形県木材産業協同組合

理事長 松田 賢



丙 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県

山形県知事 吉村 美栄子

